# 安佐南区イベント応援キャラクター「あみゴン」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安佐南区が定めた安佐南区イベント応援キャラクター「あみゴン」(以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取り扱いについて、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

# (使用承認の申請)

- 第2条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「キャラクター使用承認申請書(別記様式1)」に必要な書類を添付して、広島市安佐南区長(以下「区長」という。)に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、第3条に規定する条件に該当する場合はこの限りでない。
  - (1) 広島市が使用するとき。
  - (2) 国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が使用するとき。
  - (3) 安佐南区コミュニティ交流協議会構成団体、安佐南区内のひろしまLMOや町内会等地域団 体が使用するとき。
  - (4) 報道機関が、報道の目的で使用するとき。
  - (5) 著作権法上許可された私的使用(個人的に、または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用すること)するとき。
- 2 前項第2号又は第3号による申請者は、使用開始を希望する日の2週間前までに、区長に使用 目的、期間を報告することにより前項に定める申請に代える。

### (使用承認)

- 第3条 区長は、第2条により使用承認申請があった場合、申請の内容について次の各号に規定する条件に該当するか否かを審査のうえ、使用の承認又は不承認を決定する。
  - (1) 安佐南区のまちづくりに関連した使用目的であること。
  - (2) 安佐南区及びキャラクターの信用又は品位を害するおそれがないこと。
  - (3) 商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがないこと。
  - (4) 不当な利益を得るために使用するおそれがないこと。
  - (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教に利するものでないこと。
  - (6) 営利を目的としないこと。ただし当該利用が安佐南区のPRや地域活性化に寄与すると区長が認めた場合を除く。
  - (7) 法令や公序良俗に反するおそれがないこと。
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 定める営業を行う者が使用するおそれがないこと。
  - (9) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で同条第2

号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)であると認められる者が使用するおそれがないこと。

- 10 その他、承認することを区長が適当でないと認めたとき。
- 2 承認を決定した申請については、「キャラクター使用承認通知書(別記様式2)」により、申請者に通知する。なお、区長が必要と認めた場合は条件を付すことができる。また、不承認を決定した申請については、「キャラクター使用不承認通知書(別記様式3)」により、申請者に通知する。

# (承認内容の変更)

- 第4条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下、「使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「キャラクター使用内容変更承認申請書(別記様式4)」を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 区長が変更を承認することが適切と認めたときは、「キャラクター使用内容変更承認通知書(別 記様式5)」により、申請者に通知するものとする。なお、区長が必要と認めるときは、条件を付 すことができる。

#### (使用期間)

第5条 デザインの使用期間は、原則として第3条の規定による承諾を受けた日の属する年度の末日までとする。なお、この期間は第3条の準用により更新することができる。

## (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

#### (使用承認の取り消し)

- 第7条 区長は、キャラクターの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるとき は、当該使用承認を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消したときは、「キャラクター使用 承認取消書(別記様式6)」により、申請者に通知するものとする。
- 3 デザインの使用において、第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成 された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

## (使用報告)

第8条 使用者は、キャラクターの使用後速やかに使用状況について、キャラクターを使用した物品等により使用実績を区長に報告しなければならない。

# (使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、使用承認された内容のみに使用すること。なお、使用期間を過ぎたときは、提供されたイラストデータを削除すること。
- (2) 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 色については、原則、別に定める「安佐南区イベント応援キャラクター「あみゴン」デザインガイド」に従い、変更を行わないこと。ただし、デザイン等の変更を行おうとする場合や、イラストを模った立体物をつくる場合は、別に協議して内容を定めること。
- (4) 物品等には、イラストと併せて、「あみゴン(安佐南区イベント応援キャラクター)」と表示すること。ただし、物品等の形状等から表示が困難な場合は、区長と協議して表示内容を定めること。
- (5) 第3条第2項及び第4条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

# (責任)

- 第10条 使用または承認の取消し等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、安佐南区及び区長は、一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、キャラクターの使用により、安佐南区に損害を与えた場合は、これによって生じた 損害を安佐南区に賠償しなければならない。

## (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 附則

この要領は、令和7年2月20日から施行する。